

平成29年第3回東大和市議会定例会会議録第22号

平成29年9月12日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（25名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
情報管理課長	菊地浩君	保険年金課長	越中洋君
市民部副参事	岩野秀夫君	納税課長	中野哲也君
産業振興課長	小川泉君	市民部副参事	宮田智雄君

生活福祉課長 川田 貴之 君
ごみ対策課長 中山 仁 君
土木課長 寺島 由紀夫 君

環境課長 関田 孝志 君
都市計画課長 神山 尚 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時27分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、2番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○2番（尾崎利一君） おはようございます。

昨日に引き続き、再質問を行います。

4番の廃プラ施設の建設についてというところですが、その前に、きのう3番のところ、桜が丘の市民広場の利用ですね、冬期でも夜7時まで、午後7時まで利用できるようにすべきだという点について、部長から照明等について検討するつもりはないという答弁がありましたけれども、これは一切、何もやらないということではないというふうに私は理解をしています。7時まであけてほしいという要求が正当なものであるということも認め、きのうのやりとりでも投光器の値段についても、5万、8万、30万といういろんな乖離も出ているわけですから、即時実施に向けた検討はできないにしても、それらはきちっと調査していただくということは、当然していただけたと思いますし、要求しておきたいと思います。

4番に移ります。

廃プラ施設の建設についてですが、この間、8月、9月と施設整備地域連絡協議会を傍聴しました。東大和市を含む4団体側の対応が住民の理解を得るという点で、そういう姿勢ではないかというふうに私は感じましたので、今回、質問します。

8月のこの協議会では、その前の会合で、住民側の委員から提出された緊急動議の文書、これが4団体が提供した資料と間違われると困るので、会議記録のうちの会議に提出された資料の一覧から削除してくれという主張が4団体側からされました。森友、加計、自衛隊日報、こうした行政による記録の隠蔽が大問題になる中、本当にそのさなかでの提起だったので、私は驚いたわけですが、最後まで固執をしました。この緊急動議の内容が、事業の総合的見直しを求めるものだっただけに、もしこれ住民側が受け入れていたら、不都合な資料を目につかないようにするための行政主導の記録操作として、大問題だったのではないかと私は考えています。

それから9月、これはもうおとといになりますか——ですけれども、会長が任期切れになるということで、もう会議の最後、もう時間切れというときに、後任人事について会長が全体の場で投げかけたわけですが、そうしたら協議会そのものの改組、もしくは廃止を提案するという乱暴な対応が4団体側からあったわけです。また、3市そろって部長が欠席するという、申し合わせがあったのではないかとしか思えないような対応があって、住民の側から責任ある対応が、こういう状況でとれるのだろうかという意見も、その会議の場でも出されたところです。

私は、住民の皆さんの中にも会議運営になれていないという方もいらっしゃると思います。しかし、行政が円滑な会議運営を壊すようなことはやるべきではないというふうに思いますし、4団体側が冷静な、冷静さを欠いた対応を行ってるのではないかとというふうに非常に感じました。この点で、私は行政の側に、住民の理解

がなかなか得られないのには根拠があるんだと、理由があるんだ。だから、そういう理由を踏まえて、冷静で丁寧な対応が求められるんだということを、まず言いたいというふうに思うんです。

住民の理解をなかなか得られない理由の1つは、私はやはり第1に施設の安全性、健康、環境被害にかかわる問題だというふうに考えてます。今施設では活性炭と光触媒をもって揮発性有機化合物による健康、環境被害の対策というふうにはしていますが、これで絶対に大丈夫だという説明は、まあできないし、これまでもしていないと思いますが、この点について確認したいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 今御質疑の中で、協議会の状況のお話を幾つかいただきました。少し誤解されては困るというのが、こちらの側としてもございますので、申し述べさせていただきますと、緊急動議が地域委員の方から出された。これについては、私どもは別に行政操作をして、邪魔をするつもりは毛頭ないということは、御質問者も傍聴していたので、そこはおわかりになるかなと思うんです。私どもは、あくまでもこの協議会は施設を建設していくためのところがございますというところで、議論の妨げはするつもりはございませんということで申し上げております。ですから、場所はお貸ししますので議論はしてくださいということで、私ども行政側のほうは対応しております。ですから、そのところはちょっと考え方というか、ちょっと若干違いがあるのかなというふうに思っております。

それと、あと協議会を次回以降、改めたいというのは、確かにこれ発言もありましたが、私どももそこについては聞いていませんし、私ども東大和市の考えというのも、来月をもって協議会をやめようという考えは持ってございません。あくまでも、これは私も聞いていた中で、なぜそのような発言をするのかなと思っておりますが、ただ少なくとも言えるのは、まだまだ施設の設置運営に関しての協議を詰めなければいけないところがございますというお話はさせていただいて、その誤解はある程度解けているものというふうに私は考えております。

それと、あと部長が欠席していたというお話もございました。これにつきましても、御質問者が傍聴していたので多分おわかりであろうかと思うんですが、これにつきましては協議会の会長のほうから、部長職は協議会において正式な委員ではないという、そのような旨の発言がございましたので、出席のほうを9月は控えたということでありまして、別に部長職が放棄しているということではございません。

それと、あと住民の理解が得られないこと、その理解が進まないことは行政側に責任があるんじゃないかというようなお話もございましたが、確かに私どもが100%というわけではないかもしれないです。ただ、私たち東大和市としては、今まで周辺地域の方が施設建設に関して不安や内容についての疑問をお持ちの方のことに對しては、きちんと誠意を持って対応してきております。その中で、施設建設は仕方がないねというお話もいただいているところでありますので、そこについてもいかがかなというふうに考えております。

最後にお話ございました施設の安全性というところでございますが、きちんとVOC対策をしていくというところについては間違いございません。ただ、その安全性が絶対的なものかというところで、絶対とは言えませんということでお話しさせていただいております。いかにせんVOCにつきましては、家庭内で排出されているという現状のものを、私どもは家庭内から回収して処理しますので、そこにつきましては安全性を高めるということは十二分にしております。ただ、だからといって健康被害が絶対に起こらないという約束ができないという、そういう意味でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 議長に求めますけれども、私が質問したことについてきちっと答弁するように議場指揮

をお願いします。

それで、今絶対に大丈夫だということはないと、私が聞いたことはそこです。

それで、寝屋川、私たちはこの間、杉並や、寝屋川には2回行きましたけれども、寝屋川でも11の化学物質については基準以下だということになってはいますが、特定できない物質、つまり未知の化学物質が、寝屋川市役所付近の2倍にも現地では達している。しかも、空気は拡散せずに、地表に沿って住宅地域へはい上っているということも住民側の調査でわかっています。そして、シックハウス症候群のような症状が広範に1,000名規模で見られるというのが寝屋川の事態です。

私はそういう状況を考えると、桜が丘のような立地で周辺住民の理解を得ることは、極めて困難だというふうに考えているわけです。それは今、部長も言われたように、絶対ということが言えないという状況のもとで、あまた住宅地に建てるということについてです。

2つ目に、負の遺産を抱えているということです。暫定リサイクル施設は、日量5トン以上扱っていたので、本来、看板を掲げて操業しなくてはならなかったのに、看板も掲げない覆面施設になっていて、住民側から指摘を受けて慌てて看板を掲げるという事態や、建築基準法違反が明らかになって建て替えるというような、市民の理解を得どころか、それに逆行する不信を招くような事態が続きました。瓶を屋外で割る騒音や、そのほかこのリサイクル施設での騒音について、私は周辺住民から苦情が寄せられ、私は小平のように吸音パネルを出入り口のところに設置するというような方法で、こうした被害、避けるべきだということを求めましたけれども、暫定施設なのでお金はかけられないというのが市の答弁だったわけです。

これまで、やはりまともに運営できないのに、これからきちんとやりますと言っても、なかなか信用してもらえないものではない。こうしたこれまでの負の遺産ですね、行政の側が法律に反することなども行っていて、住民の信頼を失墜してきたという事柄についても踏まえて、丁寧な対応が求められるというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 過去において、暫定リサイクル施設が抱えていた問題があるというところは十分認識しております。現在におきましては、その点について十分に解釈の取り違えを職員が起こさないように、現在は適正に努めているところであります。

また、今質問者がおっしゃいましたように、暫定リサイクル施設でカレットの作業をする際の瓶の音、こちらにつきましても、かつての答弁で申し上げたかもしれませんが、今後そのようなオープンスペースでない施設でやっていくということを、この3市共同資源物処理施設の中で実現していくというふうにしております。したがって、周辺住民の方の中からいただいた意見で、過去の協議会においてもこの発言はあるわけですが、よりいい施設に変わるんだというところ、そのところでなぜ反対が出るのでしょうかというそういったところもございます。ですから、今後については施設の設置、また今後の運営についても、きちんとそこについては住民の方と議論を深めた中で、適正な運営に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は決定的に問題だと思ってるのは、住民と向き合うことを避け続けてきたという問題です。平成25年の2月から3月に住民説明会、行われました。このときの資料と、それからこれはもう文書に、そのときの説明もなってると思いますが、これによれば平成17年8月23日の組合理事者会、3市市長で構成されてるわけですが、ここで資源物共同処理の用地として、東大和市暫定リサイクル施設用地を借用することが合意、確認され、平成19年12月25日には3市共同資源物処理施設用地として、東大和市暫定リサイクル施設用

地を活用することが確認されていました。

ところが、平成19年3月に調査報告書が完成した後の住民説明会、私もこれ参加しましたけれども、想定地というのは、ここに建てるという意味ではありませんよと。もし、ここに建てたら、こういう感じになるよということだという説明をしていたわけです。この年、12月に先ほど言ったように3市の市長の合意がなされ、翌年、3市共同資源化推進市民懇談会への参加が周辺のマンション自治会等に呼びかけられました。自治会の方々は何のことかわからないと、寝耳に水ということで、説明してくれということで、衛生組合と市が説明したわけですが、このときも、もしあそこを活用するのであれば、どんな施設ができるのか、またはできないのかを詰めていこうということだという説明です。

ですから、3市の合意があるにもかかわらず、これを隠し続けてきた、正面から提案しなかった。3市でここにしようとか意しているという、正面から住民に説明しなかったのはなぜでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 住民と向き合っただけでなかったというような御発言なんですが、私どもは住民と常に向き合っているというふうに思っております。何をもって住民と向き合っていないという話になるかが、ちょっと理解ができなくて大変恐縮であります。市民懇談会を過去に開催したときにも、きちんと周辺地域にございますマンション住民の方に参加をいただいた。それは、なかなか参加がいただけなかったという当時のお話も聞いております。その中で、ぜひ周辺地域住民の方も入っていただきたいということでお声かけをして、実施してきております。

また、衛生組合ホームページ、見ていただければわかると思うんですが、全て過去のものについてはホームページ上に掲載もさせていただいております。ですから、私ども行政側として、住民と向き合っていないということであれば、では現在の協議会は、ではどういうことになるのかなというふうに思っております。また、今後も協議会については継続はしていくわけでございますので、住民と向き合う形の中で事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 平成19年3月の調査報告書に基づく住民説明会、それから20年の5月以降、3市共同資源化推進市民懇談会が開催されてるわけですが、この委員募集に先立っての住民説明会、この場で3市でここにしようとか意していると、なぜ言わなかったのかということについて、説明も答弁もありませんでした。今、それで、ようやく平成25年1月8日の3市の市長の合意で、住民の理解を得ることを前提とする。住民の理解が得られたと判断された後は、施設整備事業に着手するというふうに3市の市長合意が交わされました。これは大変、重要なことだったと思います。

そこで、この合意に基づいて、同年2月から3月にかけて8回の説明会が開催された。出前説明会も含めてですね。しかし、これだけです。やっと周辺住民に正面から向き合う姿勢を見せたかと思ったら、わずか2カ月、8回の説明でこの立場を放棄して、7月の推進本部の報告では、地域住民の理解が得られたとは言いがたいというふうに明記され、明記しておきながら、必要不可欠な施設であることから3市共同資源物処理施設の想定地での建設を進めていくことを、3市市長及び組合管理者で再確認するというふうにしたわけです。そして、8月に3市の市長も参加した住民説明会が開かれて、住民の理解は得られていないけれども、必要なのでやるよという宣言が行われたわけです。余りにこの過程、不誠実ではないか、住民の理解を本当に得るといふ立場なのか問われると思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 住民とも接するということでの先ほどのところなんですが、平成20年の4月にグ

ランドメゾン玉川上水さんのマンション、それと20年7月に同じくランドメゾン、20年7月には同じくクロスフォート玉川上水、いずれもこれ説明会等はきちんと調査報告書の後に行っている部分でございます。それと、あと住民合意のお話がありました。これについては住民合意、全体がなかなか得られてないという点があったということで、その後、夏に市長は3市市長が集まった中で、何とかこの事業を進めていかなければ焼却炉の更新もままならないということがありまして、代替案がもしあるのであればそれは別なんです、ただ私ども行政が考えた中では、これが最善であるということで、やむなくこのところを理解していただきたいということで御説明した後に、この事業を進めてるところでございます。やはり住民の理解を得ることとあわせて、やはり組織市、行政間の信頼関係、このところの亀裂が入ってしまっただけでは一部事務組合、運営することはできません。ですから、そこの両輪について、あわせて私ども東大和市としては丁寧に対応していかなければいけないのは実情でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） いろいろ言っても、平成20年の段階の説明で、3市でここにしようかと合意してるんだよということが言われなかったという事実です。そして、25年1月8日の理事者合意に基づいて、住民にここにしたいということで説明を初め、わずか2カ月、8回でこの立場を放棄してしまった。その後、施設連絡協議会、開かれているわけですけども、これは皆さんの合意を得ることはできなかったけれども、それでもやるんだよという宣言の後に行われているわけです。このボタンのかけ違いは極めて大きいというふうに言わざるを得ません。

それから、説明の内容についても、この間の協議会では、廃プラ施設の処理量の推計が大きくぶれてるじゃないかと。これで施設、本当に運営、稼働、うまくいくのかという話がありました。これについては、今後、説明するということでしたけれども、なかなか、私はこの説明、本当に行政の側ができるのかなと疑問に思っているところですが、この説明の一つ一つの内容についても、本当に正面からの説明になっていないんじゃないかというふうに思っています。この議会でも、マテリアルリサイクルといってもほとんど燃やされてる。サーマルリサイクルにすべきという質問についても、やはりまともな説明がないというふうに思っています。

私は引き続き冷静で丁寧な対応を求めるとともに、やはり住民合意のないもとの、この施設整備を強行すべきではないということをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（押本 修君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回、私が取り上げますのは2点であります、1つは住宅セーフティネットの強化についてであります。そして、もう一つは、国民健康保険の広域化と国保税の徴収業務についてです。なぜ、この2つの点を取り上げるかと先に申しますと、住民の方からしばしばお話をいただくのは、暮らしをしていく上で1つはこの家賃が非常に今、生活にとって負担が大きいということが言われております。総務省の家計調査におきましても、35歳以下の方は家計に占める家賃の割合が2割にも達するというので、その生活に非常に重く負担を感じて

るということが言われております。そして、もう一つは国民健康保険であります。これは御承知のとおり来年度から広域化ということがありまして、国保料の大幅見直しがあるのではないかとということが言われており、これも高齢者などを中心に今でも国保税が大変重いということを訴えられる方が多いところから、この2点について伺うものであります。

それでは、通告書に従いまして順次質問いたします。

まず、住宅セーフティネットの強化についてであります。平成29年4月、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立いたしました。

①として、市が取り組むべき事業としてどのようなものが挙げられますか。また、国からの補助等はどの程度設けられているんですか。

②として、市にとって課題になることは何ですか。この点について伺います。

次に、国民健康保険事業の広域化と国保税の徴収業務についてですが、国民健康保険事業の広域化まであと7カ月となりました。

①現時点での平成30年度以降の国保税の見通しについて伺います。

②所得がなくても多額の負担をしなければならない現在の国保税の負担水準は重いという市民の声も多い。市の現状認識と課題について伺います。

③として、国保税の徴収に当たっては、市民の暮らし向きに十分な配慮が求められるとともに、漫然と未納が克服できないまま放置すれば被保険者に不利益が生じます。バランスをとって徴収業務を行うことは大変難しい課題ですが、市の認識と課題を伺います。

再質問につきましては、自席から行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、住宅セーフティネットの強化についてであります。平成29年4月に成立しました住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律は、賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国土交通大臣が基本方針を策定し、都道府県及び市町村は国の定めた基本方針に基づき、供給促進計画を作成することができるとしています。国が定めた施策としましては、住宅確保要配慮者専用の賃貸住宅として、賃貸人が都道府県に登録した住宅についての改修費及び登録した住宅に低額所得者が入居する場合の家賃や家賃債務保証料を地方公共団体が賃貸人等に補助する場合、国がその一部を補助することを可能としました。改修費の補助率につきましては、国と地方公共団体がそれぞれ3分の1としており、また家賃につきましては月当たり2万円、家賃債務保証料につきましては1戸当たり3万円を国と地方公共団体の補助限度額としております。

次に、課題についてであります。今回、成立しました改正法は、平成29年10月25日に施行されるところであります。また、国の基本方針は策定中であり、東京都の供給促進計画の立案や補助に関する考え方は明らかにされておりません。今後これらの動向に注視しながら、制度の内容について研究してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険事業の広域化と国民健康保険税についてであります。平成30年度以降の国民健康保険税の見通しにつきましては、広域化後に市町村が東京都に支払う納付金の額や、この納付金を賄うための標準

保険料率の推計が、平成29年11月に東京都から示されますので、これに基づきまして準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の負担水準における認識と課題についてであります。国民健康保険事業は被保険者が減少しているものの、1人当たりの医療費は増加している状況であります。こうしたことから国民皆保険の根幹を担う国民健康保険制度を維持するためには、全ての被保険者に一定程度の御負担をいただく必要があると認識しております。なお、所得が少ない方につきましては、国の低所得者軽減制度や市独自の多子世帯に対する軽減策等によりまして、一定の負担軽減は図られているものと考えております。

次に、国民健康保険税の徴収業務における認識と課題についてであります。国民健康保険の加入者は高齢者や低所得者が占める割合が多いことから、他の税目と異なり、収納を取り巻く環境は非常に厳しいものであると認識しております。そこで、滞納者との接触機会をふやし、納税相談等を通じて個々の実情に合ったきめ細かな対応を図ることで、収納率の向上に結びつけてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、住宅セーフティネットの強化についてから順に再質問させていただきます。

まず、この改正法がいうところの住宅確保要配慮者とは、どのような方を指すのでしょうか、教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 改正法の第2条によりますと、その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者、これはいわゆる低額所得者でございますが、そのほかに高齢者、障害者、子供を養育してる者などが住宅確保要配慮者として定義されております。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も国交省の説明資料を見てみたんですが、これまでも若年層との関係では、子育て世代への支援の必要があると。これは一般には小さいお子さんがいると、なかなか騒音等で住宅、借りるのが難しいと、こういうようなことで要配慮者というふうにされてきてたわけですけども、新たな観点として若年層の低賃金化などについても触れているところでもあります。これ先ほど壇上でも申しましたけども、35歳以下の方については住宅費が家計に占める負担の割合が2割と大変重いということとあわせて、ピーク時から10%以上、賃金下がっていると。こういう中で、住宅が手狭なものしか確保できないと、これが少子化にも影響しているという点について指摘をしますので、この点は子育て日本一を目指すとしている我が市にとっても、注目すべき点なのではないかというふうに思いました。

次に、当市での対象となる方がどれぐらいいらっしゃるかというのは、見込みについて教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 住宅確保要配慮者の法律上の定義は、先ほどお答えしたとおりでございますけれど、高齢者や障害者、それから子供を養育してる者、低額所得者など、定義に該当する方は非常に多くいらっしゃると思います。そのうち民間賃貸住宅の入居が困難で支援が必要な方の人数というのは、個人の生活実態に深くかかわることございまして、その実数を把握するという事は困難かなというふうに思っています。

以上です。

○1番（森田真一君） この改正法が示す課題は、今お話のとおり多岐にわたることなんですが、主にこの市ではどこが所管となって、これを担っていくことになるのかということがありましたら教えていただきたい

いと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 法改正に関連いたしました補助制度の確認や東京都との連絡調整などにつきましては、住宅部門は中心に担うものと考えますけれど、住宅確保要配慮者の定義が低額所得者、高齢者、障害者、子供を養育してる者などであることを踏まえたと、住宅部門と福祉部門、それぞれにおいての役割及び連携が不可欠であると考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 同じく国交省の資料では、生活保護受給者の住宅扶助の代理納付を市町村が行うというのを仕事の例に挙げているんですけども、これは今、現状どうなっているのか教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活保護の対応についてでございますが、改正法によりまして住宅の賃貸事業者は被保護者が家賃を滞納した場合などにつきましては、その件につきまして福祉事務所に通知することができるようになります。そして、通知を受けた福祉事務所でございますが、家賃が確実に支払われますよう家賃の代理納付の手続きをとります。福祉事務所では既に、これまでも滞納した被保護者に対しましては、家賃を生活費から天引きする形で代理納付を行っておりますが、今後、賃貸事業者から通知があった場合には速やかに状況を確認し、引き続き代理納付を推進してまいります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 市は、この対象者の現状をどのように把握をされていくのでしょうか。また、住宅セーフティネットに関する施策の必要性について、どのように捉えているかということをお聞きます。

○都市計画課長（神山 尚君） 対象者の現状でございますけれど、生活実態に深くかかわることでございまして、把握は難しい状況ですが、国の法改正の説明会資料に引用されました平成26年民間調査によりますと、住宅の入居拒否感についてでございますが、高齢者のみの世帯に対しましては、大家さんの55%、生活保護者に対しましては大家さんの60%、ひとり親世帯に対しましては大家さんの14%が拒否感を抱いているとのことでございます。

このような状況を鑑みまして、住宅マスタープランでは、重層的な住宅セーフティネットを形成する施策といたしまして、高齢者世帯等の入居、居住支援の検討などを位置づけてございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 市は、この改正法の中で言っている空き家活用についてなんですが、住宅確保要配慮者向けの住宅の供給に供することができるんじゃないかということで改正がされたわけでありましたが、これについてはどのようにお考えになってるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 改正を踏まえた施策を検討していくには、さまざまな課題があるというふうに考えております。まずは東京都は、法に規定されました賃貸住宅供給促進計画を作成するのかどうか、まだその動向が明らかではございません。また、補助金につきましては、地方公共団体分として、東京都がどのようにかかわってくるのか、こちらも明らかではございません。この補助につきましては、法律に規定されたものではなく、国が予算措置で対応するものでございまして、制度的な課題があるというふうに考えております。

それと同時に、市の一般財源を伴うという課題もございます。現時点では、これらの基礎的な事項が明らかになっておりません。さらに、当市の実情から都営住宅の戸数、多摩地域の中で上位の水準ですけれど、さらに今後、660戸の都営住宅が建設される予定でございます。

以上のことを踏まえまして、今後さまざまな角度からの研究や情報収集等が必要だというふうに考えており

ます。

以上です。

○1番（森田真一君） 今回の法改正では、低廉な家賃の住宅の供給という面では弱い点があるのではないかと
いう指摘もされていますが、この点では必要性についてはどのように考えられるでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 法律の趣旨からは、必要性がある法改正だというふうには考えております。一
方で、先ほどお答えしましたけれど、家賃低廉化の補助につきましては、国において法定事項ではなく予算措
置により実施されることとなっております。また、要配慮者の専用住宅化や補助の期間が原則10年間とされて
いること、国の予算に上限があることなど、賃貸人にとってハードルが高いという指摘がある中で、どの程度、
今後、浸透していくかということは、現時点においては不透明であるというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も市内の賃貸住宅の家賃相場なんかは、ちょくちょく検索サイトから調べることはあ
るんです。直近のものを見てみますと、例えば民間の賃貸アパートなんかでは、家賃が2万円近くから選べる
というのも市内にはあるんですけども、築30年近くて住生活基本計画の単身者の最低居住面積、これ18.5平
米ぐらいですかね——を満たさない物件も多かったです。また、公社住宅がこの市内では多いわけですが、
夫婦、子供2人の最低居住面積、これ大体50平米ぐらいかと思えますけども、これなんかでも公的住宅なのに
民間住宅、民間賃貸のアパートの家賃相場より数千円と変わらないということで、比較的高いなという印象を
受けております。

ただし、物件によっては、公社住宅については35歳以下の方には3年間2割引という制度を設けてる物件も
あるということで、東京都も一定のそういう独自の対策はしてるというところでした。それから、この公社住
宅で単身者向けになりますと、家賃3万円台半ばぐらいからあるんですが、大概募集してるのはエレベーター
がない最上階の5階ばかりで、現居住者、5階に住んでる方からお話を聞きますと、設備の老朽化に加えて、
夏は屋上からの熱で暑くてたまらないと。冬は結露で、浴室に入ると雨のように露が落ちてくると。非常に劣
悪な住環境なんだというふうに伺っております。高齢者には大変ですが、住みづらいと。居住条件がもう少し
よいコーシャハイムでも、家賃は10万円以上になるということで、大変負担が重いということも伺ってござ
います。

それから、都営住宅につきましては、平均すると依然、20倍から30倍といった大倍率ですが、これは最近
ちょっと変動がありまして、たまたまということもあるのかもしれないですけど、1倍を切るような物件も市
内に出てきたりと、少しここは様子、変わってきてるということと、今後600戸の都営住宅が建設されたとこ
ろで、どのように受け皿、変わってくるかってことも少し様子を見る必要があるのかなというふうに思いま
した。

いずれにしても、この都営住宅については市内の募集戸数はそう多いわけではありません。いずれにせよ、
都営住宅に入居できなければ、生活費に占める住居費の負担は低所得者にとっては依然大きな割合を占めて
いるということは、確かではないかというふうに思いました。

それで、伺いますが、施策の展開には市内の不動産業者の協力が必要となりますが、今後、協力を求めてい
く機会というものはあるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 都内の区の一部で設立されております居住支援協議会では、宅建協会や不動産
協会などの業界団体が構成員として参画しております。市内の不動産会社は、豊富な物件情報や維持管理等の

ノウハウを有すると考えられますので、施策を展開していく際は業界団体を通じて協力を求めていくことになると考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 具体的な施策の展開に当たって、課題となることはどんなことが挙げられますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 施策の展開に当たっては、補助制度に係る国の動向、賃貸住宅供給促進計画等に係る東京都の動向を注視していく必要があると考えております。また、市におきましては、住宅部門と福祉部門が連携し、要配慮者の分析、研究を行うとともに、一般財源の工面等の諸課題があるというふうと考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 8月8日付の都政新報でも、この問題を取り上げておりまして、住宅セーフティネット法、改正されたけれども、これを具体的に担っていく自治体は、この新制度に大変どうしていいかわからないと、困惑をしてるという記事でありました。都内で今、この不動産業者さんなんかも入ってもらって、この支援をしていただく居住支援協議会の設置については、まだ7区、4市しかできてないということで、一番最初に始めた江東区ですが、これ始めたときには区内の高齢者の方で住宅契約が非常に困難してるというような方に市が、本来であれば民間がやることであるんですけども、区が住まいの人権を守るんだと、そういう趣旨から区役所に窓口をつくって、こういう支援をしたという経過も実はございます。

意見となりますけれども、住まいの人権を保障するには、住まいの貧困の実態を正確に把握し、また分析することとともに、家賃補助や借り上げ公営住宅を含む公営住宅の増設が求められます。これまでも生活保護受給者や高齢者とアパート探しをする機会が、私たびたびありましたけれども、市内の不動産会社は大抵親切に応じてくれておりますけれども、リスクを嫌う大家さんとの折衝に大変御苦労されているということもあったように見受けられました。先ほど例にしました江東区などのように、高齢者や障害者、生活保護受給者など、賃貸契約に支障を来す方々の支援の機能が当市でも進められますよう要望して、この項を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、国民健康保険事業の広域化と国保税の徴収業務についてお伺いをいたします。

まず、現状、市町村で運営してる国民健康保険事業は、このたびなぜ広域化をする必要があったのかということ、改めてお伺いいたします。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の広域化の必要性について御質問をいただきました。

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費水準も高いと、制度における構造上、財政基盤が脆弱となるという、このような課題がございました。国といたしましても、国民健康保険が国民皆保険制度を支える重要な基盤であるというこのような認識から、制度を安定化するため都道府県が財政運営の責任主体となりまして、国民健康保険の中心的な役割を担う広域化が進められることになりました。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国民健康保険事業の広域化について進められている準備状況について、現在の進捗状況について伺います。また、どのような議論が進められてるかということ、わかる範囲で教えていただければと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の広域化の進捗や議論の内容についてでございます。東京都と区

市町村との協議の場となっております東京都国民健康保険連携会議におきまして、国民健康保険の広域化後に区市町村が東京都に支払うこととなります国保事業費納付金の算定方法、またその納付金を賄うために東京都が区市町村に示す標準保険料率の算定方法、また東京都の国民健康保険運営方針の内容等につきまして、案をまとめているところでございます。今後はこの連携会議でまとめられました案が、東京都の国民健康保険運営協議会において協議されることとなります。

また、納付金や標準保険料率につきましては、10月中に国から示されます保険給付推計用の仮係数をもとに、11月に東京都が平成30年度の本算定を推計いたします。その後、12月末には国が本係数を示す予定でございますので、東京都により平成30年1月中旬ごろの予定ですが、平成30年度の納付金及び標準保険料率が決定される予定となっております。これらの動向に合わせまして、平成30年度の当初予算案や保険料率の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この国保料が決まっていく見通しが、前も大体同じぐらいのスケジュールで御案内あったかと思いますが、市民に知らされていくことになるのは1月以降ということになるわけでありまして。国民健康保険の事業の大きな改革となる広域化について、これによって考えられるメリットというのはどういうものがあるかということも、念のために教えてください。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 広域化のメリットについて御質問いただきました。広域化のメリットといたしましては、これまで区市町村がおのおので追ってございました、例えば高額療養費の発生等による保険給付費等の急増等のリスクを、東京都全体で分散させ、区市町村の保険税への影響を抑えることというのが挙げられるかと思っております。また、東京都が保険者となることで、そのスケールメリットを生かした事業の検討、これが進められてございます。今後も市といたしまして、東京都全体で行うことで効率化の図られる事業、また東京都独自の財政支援策の実施等を要望してまいりたいというふうと考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 厚労省の説明では、医療費の増加分や保険料の収納不足分について充てていた法定外繰入金を、30年度からは都道府県の財政安定化基金より貸し付けをすると。それを受けて、後に保険税に添加して償還をし、保険税の平準化を図るという説明をしています。また、法定外繰入金が保険税の負担軽減に充てられている分は、全体の65%を占めるとされていますが、これについても削減解消を図っていくとしています。具体的には数字は年末までわからないということではありますが、今後、都が示す納付金は、おのずとこれらが反映して、保険税の高騰につながるおそれがあるのではないかとこのふうに見られますが、いかがでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 広域化に関しまして、国からは平成30年度からの国民健康保険の広域化に向け、公費を拡充することで負担軽減を図り、急激な保険税の上昇を防ぐための仕組みづくりにも取り組むということで、円滑な施行を目指してるとこのふうにご示されてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 仮に30年以降も保険税の負担軽減のために充てる法定外繰り入れを市が独自の判断で行うとすると、例えば国からペナルティーが課せられるとか、そういうことはあるのでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 広域化に際しまして、一般会計からの法定外繰り入れを市の判断で行うことで、例えば公費が減算される等の情報は現在までのところ示されてございません。今後の情報等には注視してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これはどこの市町村でもそうなんですけども、この広域化に関する情報がなかなか具体的なものがおいて来ないということで、住民の皆さんなんかも含めて、いち早く見通しを立ててほしいというふうなお話も伺っております。当市におきましては、この9月議会を迎えて、全員協議会等でより詳しい御説明をいち早く、ほかの市と比べても情報提供を見込んでいるということで、この点は非常に大事なところだと思いますので、改めてお礼も言いながら情報提供に今後も努めていただければというふうに思います。

次、伺いますが、所得がなくても多額の負担をしなければいけない現在の国民健康保険税の負担水準は、低所得者にとっては大変重いという声も多いです。そこで、お伺いいたしますが、国民健康保険税は所得が少ない被保険者にも、所得がない被保険者にも賦課をされますが、低所得の被保険者の負担感、非常に重いです。平成28年度に国民健康保険税が改定されましたが、平成27年度と比較して28年度は被保険者1人当たりの国民健康保険税額はどのように変わったのでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成27年度の当初賦課時点の1人当たりの国民健康保険税額は9万2,682円でございます。昨年の平成28年度改定におきましては、同じく当初賦課時点のお一人当たりの保険税額につきましては9万6,342円となっております。賦課のもととなります前年度の所得額が異なりますことから、単純にこの改定分ということで比較できるものではございませんが、前年比といたしましてはお一人当たり約3,660円の増となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ということは、単純に計算すると夫婦お二人で国民健康保険に加入してる場合ですと、掛ける2で約7,000円強の負担増となるわけでありまして。国民健康保険税改定前の収納状況は、今どういうふうになってますでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成27年度、28年度、改定前後の収納状況でございますが、各年度の決算の数字をもとにお答えさせていただきますが、平成27年度の国民健康保険税の収納率、こちらは78.6%でございます。平成28年度の収納率は80.5%でございます。1.9%、収納率は向上しているという状況でございます。内訳といたしましては、現年度分で、27年度は92.6%、28年度が93%となります。

失礼いたしました。向上率ですね、1.9%の向上でございます。失礼いたしました。1.9ポイントの向上でございます。失礼いたしました。

現年度につきましては0.4ポイントの向上となっております。また、滞納繰越分につきましては、26.8%であったものが27.8%となりまして、1ポイントの向上となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私、今訂正していただきましたけども、改定前後をお伺いしようと思って、改定前って言うってしまっただけで済みませんでした。訂正していただきまして、ありがとうございます。

収納率が向上してるということはわかりました。一方で、負担が大きく、依然として支払いが困難だという方もいらっしゃると思います。滞納者には正規の保険証ではなく、短期証が原則的には交付されているわけですが、現在の交付状況についてお伺いします。

○保険年金課長（越中 洋君） 9月1日現在の短期の被保険者証の交付状況でございますが、世帯数は275世帯、被保険者数は356名でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 市は、これまで短期証の対象の方のうち、来庁できてない方には短期証を交付してないということでしたが、現在未交付となってる方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 同じく9月1日現在で短期証が未交付となっております被保険者の方は95名でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この未納者の方の保険証を長期にとめ置くというのは、来庁して内容としては相談に来てほしいという趣旨だということは、御説明、この間あったわけですが、一方でなかなか足を運べないまま時間が過ぎていくというケースも間々あります。この保険証をとめ置くことで相談に来てもらうのを待つというのは、限度もあるのかなというふうに思います。例えば半年たったら相談の案内つけて、とりあえず保険証を郵送するなんてことも必要なのではないかと思いますし、またこの事実上の不交付ということは厚生労働も望ましくないと、せんだって私どもも厚生労働省、予算の要望でいろいろお伺いして、このときにもこの話題、出したんですが、そういうようなお話、厚生労働省の担当者の方も言っていたわけですが、この点についていかが考えますでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 短期被保険者証につきましては、市では納税相談にお越しいただきまして、窓口で交付しているという状況でございます。滞納者の方の生活の状況を、その相談の中で伺いまして、必要があれば他の制度ですとか支援、また相談窓口にご案内をするという意味もございまして、対象の方との接触の機会を確保するということが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 短期証は未交付になってる方を含めて、これだけ短期証の対象者の方がいるということは、実際重い負担感があるということのあらわれだと思います。一方で、病気やけがで受診する際に、医療費の負担もあります。当市での1人当たりの窓口負担というのは、大体どれぐらいになるというふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 被保険者の方の1人当たりの窓口の一部負担金額につきましては、被保険者の方、それぞれ負担割合ですとか、また高額療養費に該当した場合に、自己負担の上限額、こちらにつきましても異なっておりますことから、実際の窓口の支払い額、この部分について正確に、正確な額として算出することは困難であるという状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 正確な窓口負担については、算出、難しいということですが、いずれにしても国保加入者の負担は非常に、この医療費の窓口負担を含めて重いということがあるかと思います。私も、この場では何度か、病気を押し殺して保険証がもらえないまま仕事に出ているといった市民の方の実態なんかも、幾つか報告をさせていただきましたが、こういった医療費負担の軽減をすることについて、どのような認識をお持ちか改めて伺います。

○保険年金課長（越中 洋君） 医療に関しますさまざまな負担の軽減につきましては、まず保険税のほうにつきましては、所得が一定の基準以下である方の均等割額ですね、こちらの額が7割、5割、2割と減額で賦課されてございます。このうちの5割、2割の軽減判定の所得につきましては、4年連続で拡大をされているという状況でございます。市は財源の4分の1を負担してございまして、あと市独自の軽減策といったものもございまして、こちらにつきましては子育て世代の負担軽減をするという観点から、18歳未満の3人目以降のお

子さんの均等割額を減額するというものでございます。

また、窓口で一部負担金ですね、窓口負担金につきましては高額療養費制度ですとか、また高額療養、高額医療、高額介護合算制度といったものもございますので、一定の軽減は図られているものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） 続きます。

私、先ほどの短期証のとめ置きの問題で、せめて半年とあけないで保険証を被保険者の方に送ってほしいという趣旨のことを申したんですけど、よく考えると、ごめんなさい、ちょっと言い間違えたんですけども、短期証そもそも保険資格期間が半年ですので、半年後に届くとただの紙が届くということになりますので、訂正して医療に支障がないように、速やかに被保険者のもとに保険証が届くようにという趣旨のことで、訂正をさせていただきます。済みませんでした。

それでは、次、伺いますが、先ほどの例えば保険料の法定軽減、7割、5割、2割軽減があるということでお話を、説明をいただきました。一方で、市民はこの保険料の軽減制度があるということ自体もほとんど知らないものと思います。高齢者の場合、収入を失って確定申告書も届かなくなって、そのまま未申告になっていたというケース、少なくありません。軽減制度がせっかく用意されていても、この確定申告がされないと、この7割、5割、2割の軽減が発動しなくなりますから、制度はあっても制度と制度の谷間に落ち込んで、適正な保険料の賦課がされないというようなことも起こり得ます。

市のホームページには、国保税の計算をするエクセルシートが張りつけてあるんですけども、ここには軽減の計算が実は含まれてないんですね。これを改善するだけでも、例えば納税課ですとか、またそえるですとか、他部署で相談をされたときに、また私たちもそうなんですけども、相談いただいたときに軽減の見通しなどについて正確に案内ができるかというふうに思われますし、納税者御自身が、これ見て気がつくということもあるかと思えます。こういった点でも、改善できるところはありますが、要望としてお伺いしますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 市のホームページに掲載してございます国民健康保険税の試算のエクセル表につきましては、御指摘いただきましたとおり軽減判定部分には対応はしてございません。これは軽減判定につきましては、被保険者お一人お一人の状況によりまして異なりますことから、全ての軽減の対象の方に対応するツールをつくるということは、なかなか難しい状況でございます。また、試算によりまして、エクセルの表の試算表で算出されました税額というのは、あくまでも概算額というところでございます。国民健康保険税の加入の際の参考に御活用いただければということでつくったものでございまして、入力項目がこれ以上、多大になってしまったりとか、そういったことが逆に使いやすさの面で使いにくく、使い勝手が悪くなってしまうということも考慮いたしまして、軽減制度の部分につきましては試算ツール、試算のエクセルのツールで対応するということは今考えてございませませんが、軽減制度自体の説明につきましては、充実していきたいというふう

に考えてまいります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これは私も試しに試みでちょっとエクセルシートを書きかえてみたりとかして見て、完璧ではなくて、多子世帯ですとか、あと非自発的失業ですとかね、別の項目で軽減する場合がありますので、それ1本でってなかなかいかないというのは承知してはいますが、かといって特別複雑なことをやるというほどのものでもなかったなというようなこともわかりましたので、これは今後、住民の方が便利に活用していただく、現場で便利に活用していただくということで、改善の要望として改めて申し上げたいと思います。

それでは、国保税のこの徴収に当たってなんですが、この業務の催告の手順ってことなんですかね、催告の手順なんですが、これについてはどのような手順で行われるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 催告の手順についてでございます。徴収業務につきましては、税の公平性及び市税等の債権を確保するために、地方税法や国税徴収法などに基きまして実施をしております。納税は国民の義務でございますが、本来、期限内の自主納付が原則でございますが、御納付いただけない場合は納期限後20日をめどに督促状を発付いたします。督促状でお支払いがない場合は、早期に電話催告や必要に応じて臨戸訪問、そして警告や差し押さえ予告通知書など文書催告を行うことになっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） せんだって、長寿の集いに参加させていただきましたら、警察署長さんが、いわゆるオレオレ詐欺に気をつけてほしいという趣旨の話なんですけど、なるだけ電話に出ないのが一番いいんだという、そういうお話をその場でなさって、私はもっともだなと思ったんですが、こうやって電話催告なんかで話したいってときに、なかなかこれがさっと通じないというようなことも一方でありまして、いずれにせよ徴収の現場というのは、本当に1人1人、対応が違うんで大変なんだなということはよくわかったつもりで、改めてこの質問を続けたいというふうに思うんですけども、この徴収を実施することによって、例えば生活保護基準を下回るような状況になるということが見込まれた場合、どのような対応をされるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 滞納整理の過程において、納税相談をしていく中で、滞納の発生原因や生活状況、そして財産の保有状況や納付能力など、さまざまなお話をお伺いします。納税課としては、生活再建を視野に入れながら滞納整理を実施しておりますので、福祉につなぐ対応として生活相談窓口のある東大和市暮らし・しごと応援センターそえるの御紹介などをさせていただいております。

○1番（森田真一君） 私は、ここで納税者の納税環境の実相ということで、事例を1つ御紹介したいというふうに思うんですが、蔵敷にお住まいのAさん、73歳、病気療養中の妻と夫婦2人暮らし、夫婦とも無年金のため70歳まで運転手として働いていたが高齢のため退職、その後もシルバー人材センターでわずかな仕事をいただいていたけれども、体力が続かず1年前から無収入となって、わずかな貯金を切り崩して暮らしていたそうであります。月1万円弱の2人の医療費と家賃、月3万6,200円を支払うのが最優先、食事は長らくおかずを買っておらず、米ばかりで食いつないでいるといいます。光熱費を浮かすため、この夏の暑さの中でもクーラーを切ったまま、夜も電灯をつけない、健康への悪影響は大変心配されます。年齢の比較のお若いという割には、肌艶ですとか健康を害してんのかなということが見てとれるようなありさまでありました。別居の息子さんがいらっしゃるそうではありますが、深夜まで重労働をしているが、大変少ない給料で自分の生活を支えるのが精いっぱい、親への援助まではとても手が回らない。27年、28年度の市民税、国保税、介護保険料を滞納しており、先日、市から滞納分の差し押さえ通知が届きました。2年分の国保税だけで、延滞税含め

約26万円、今年度の分も含めると総枠46万円に上る計算となりました。

相談を受けて調べてみますと、所得がなくなった27年、28年分の確定申告をしていなかったため、所得がなくても課税をされる均等割分、この世帯の場合ですと現年分でお二人で7万9,600円となるんですが、これが先ほど紹介の法定軽減の計算がされず、7割軽減後の2万3,880円となるところが、満額の7万9,600円で請求されていたことがわかりました。

本人は収入がなくても確定申告をすれば、法定軽減でこれだけ保険料が軽減されるとは理解されていなかったようで、多額の請求にただ困惑してしまったということでありました。2年前から市に納税相談にはたびたび訪れており、そえるともつながっていましたけれども、この相談の中でも高齢者が理解できるような制度の案内をするということは、容易ではなかったようであります。

このたび、私もこの御相談いただいて、市に相談に一緒に行き、事情を説明すると、ここからはもう大変親切にいただきまして、幸い生活保護の申請もできるということがわかり、減免の見込みを得ることができました。相談をして、こういう結果になったので、御本人は大変感謝もされていらっしゃるんですけども、軽減前の税額は本人にとっては現に課税をされているものでありますから、市が考えるところの軽減後のということになります。所得がない者であっても、この制度維持のために必要な甘受されるべき額という額の3.3倍の税額が当座、賦課されていたともいえます。やはり国保税の重さをひしひしと感じておられたということは、否めないところであります。

相談があったときには、この方、預貯金10万円ほどが最後の命綱となっていました。これが差し押さえられれば、翌日からもう生きていけないということになりました。新しい保険証の更新時期、今ちょうどこの時期であります。こういう時期でもあり、相談に出向かなければ保険証を受け取れず、無保険状態になる可能性もありました。

先ほど現在で短期証の未交付者、95人ということでありましたが、その中には例えば介護保険料が源泉徴収されていない方、また前年、前々年まで確定申告してたのに直近でされていないような未申告の方、こういった中にこれらのような方がいらっしゃるかどうか、きめ細やかに対応をぜひお願いしたいということを要望させていただきます。

続きまして、伺いますが、差し押さえ手続に至った場合、差し押さえ禁止財産についてはどのような取り扱いとなるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 差し押さえ禁止財産の取り扱いでございますが、滞納整理を行うに当たって電話催告や臨戸訪問、そして文書催告など、滞納整理を幾重にも実施し、何とか接触が図れるよう努力をしているんですけども、なかなかそういった経緯を経てもお会いできない、連絡等いただけない、お支払いいただけない場合は、判明している財産の差し押さえとなります。市の徴収金が滞納となった場合は、徴税吏員は市税債権を確保するために自力執行として、滞納処分の第1段階である差し押さえを行うこととなります。滞納者が財産を差し押さえられますと、その財産の処分について制限を受けることになるため、生活や事業の維持など大きな影響を与えることとなります。したがって、市としては、地方税法や国税徴収法などにに基づき、差し押さえ禁止財産の取り扱いを初めとする滞納処分については、適正かつ慎重に執行をしているところでございます。また、差し押さえを執行したことで、初めて滞納者とお会いでき、そこから納税相談につながって、個々の実情が把握できるケースも非常に多いというのも事実でございます。基本的には金額の多い少ないにかかわらず、差し押さえというのは執行しておりますが、滞納者との相談の中で納付能力が確認できた場合など

には、差し押さえの一部解除なども行っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 滋賀県に野洲市というまちがあります。琵琶湖に面した南側にあるまちなんでありますが、ここでは債権管理条例というものを定めて、納付相談に乗りながら、相談者が自立できるような支援の仕組みを構築しているとされています。債務整理や就労などで各課が連携をして、市民生活再建の支援で滞納を解決していくというものでありますけれども、この取り組みについて市で情報などあるかどうか教えてください。

○納税課長（中野哲也君） 滋賀県野洲市についてでございます。債権管理条例で、困窮者の市が定めて住民税や固定資産税、国民健康保険税という税のほかに、給食費や水道料金などによって生じる滞納債権を、債権管理室が一元管理するといったもので、当市と比較しますと債権の確保の方法や組織体制など、当市と比較して大きな違いがあるということは認識しております。しかしながら、納税相談に乗りながら、滞納者が自立できるような支援体制については、当市においても実践しております。納税相談の中で生活再建に向けた話をすることもありまして、その際は生活相談窓口であるそえるを紹介し、福祉につなぐ対応を行っております。市税の滞納整理をつかさどる者として、税の公平性、公正性を確保するという観点を重んじなければならぬということを認識しております。その上で、滞納整理において納付されればそれでいいといった一過性の対応ではなく、納税相談を通じて個々の実情に合ったきめ細かな対応で人権を守り、そして収納率の向上に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今御答弁ありました納税相談を通じて人権を守っていくんだという御答弁、これ本当に大変重要な点をお答えいただいたものだと思います。例にも挙げましたこの野洲市は、人口でいうと5万1,000人ほど、高齢化率でいうと25%と、我が市とも大変似通った自治体であります。この野洲市では、この債権管理条例を「ようこそ滞納していただきました条例」と銘打って、2年前から実施をされてると。滞納は生活困窮者からのシグナルと捉え、自治体挙げて生活再建の手助けをしていると言います。国保税現年課税分の収納率、この市のホームページから見ますと、27年度は94.8%、28年度では94.6%と、この規模の自治体としては極めて高いものであります。決して緩い管理をしているってことではないということをお知らせしておきたいと思えます。

この野洲市の山仲市長さんが、こういうお話されてます。税金を納めてもらう以前に、市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理をするというのは本末転倒、生活を壊さず納付してもらうのが原理原則だと言われます。また、この制度の担当者の方は、この制度をつくったきっかけとして、30万円ほどの滞納が生じて資格証明書を発行した高齢女性の滞納者にアンケートを送ったところ、「死にたい」と回答してきた。職員が訪ねると、40代の息子と二人暮らしだが、息子の働く先がいわゆるブラック企業で手取り14万円、母親は社会保険の被保険者にしてもらえなかったということがわかった。その後、市の就労支援で息子は転職ができ、母親も社会保険に入ることができた。滞納していた国保税も、分納で納めることができて大変感謝された。こういう市民の困難を目の当たりにして、この制度をつくったということをおっしゃっています。

野洲市の場合は、この支援調整会議という他職種連携と言ったらいいんですかね、そういう会議を設けて効果的な相談体制をしいてるとことや、またたまたま私、この夏にいろいろ議員さんが来てる研修の場に参

加をしましたら、こちらの野洲市から来てる地元の議員さんと鉢合わせをしまして、いろいろお話を聞いてみましたら、例えば納付書の送付内容一つにしても、まずは相談というところを非常に強調して送る努力をしたりしているんだということもお話、伺いました。

先ほどのAさんの事例も同様で、適切な相談体制につながれば救済される例は少なくないものと思われま。東大和市も本当に日ごろからよくやっていただいて、頼りにしているという市民からの声、私も多く聞いてます。一層の工夫を求めて、この項については、私の一般質問については終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（押本 修君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[8 番 中村庄一郎君 登壇]

○8番（中村庄一郎君） 8番、中村庄一郎です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず1番として、農業政策についてであります。

①といたしまして、現状と今後の課題について。

②といたしまして、J A東京みどりとの連携について。

次に、商工政策についてであります。

①といたしまして、現状と今後の課題について。

②といたしまして、東大和市商工会との連携について。

続きまして、観光行政についてであります。

①といたしまして、現状と今後の課題についてであります。

続きまして、都市計画についてであります。

都市基盤整備ほかの現状と今後の課題について。

②といたしまして、30年後の東大和を見据えたまちづくりについて。

最後に、5番目といたしまして、環境についてであります。

①といたしまして、外来の動植物等による農地や民家等への被害の現状と今後の課題についてであります。

以上、再質問におきましては自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[8 番 中村庄一郎君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、農業政策の現状と今後の課題についてであります。農業従事者の高齢化に伴い、全国的に農業労働力の減少が続いている現状にあると認識しております。当市におきましても、後継者が確保されている農家は少数でありますことから、農地利用の最適化に向け、後継者育成への対応が課題であると考えております。

次に、J A東京みどりとの連携についてであります。農家が新鮮で安全・安心な農産物を供給するだけでなく、市民に収穫体験の場を提供していただくなど、連携による事業を実施しております。また、東大和市農業振興計画の計画期間が平成29年度で最終年度となりますことから、現在、J A東京みどりとも連携しながら内容の見直しに取り組んでいるところであります。

次に、商工政策の現状と今後の課題についてであります。市では中小企業者の経営の安定化に資するため、運転資金や設備資金等の融資あっせん制度等の実施や、東大和市商工会の若手技術者の育成に係る事業に対しまして補助するなど、経営基盤の強化を図っております。今後の課題といたしましては、商工会で実施しております空き店舗を活用するための事業などにより、地域産業の活性化を図ることが重要であると考えております。

次に、東大和市商工会との連携についてであります。市内で新たな創業者を生み出し、地域産業の活性化を図るため、国から認定されました創業支援事業計画に基づいた創業支援や相談事業を実施しております。

次に、観光行政の現状と今後の課題についてであります。市では東大和市産業振興基本計画に基づき、農業、工業、商業の総合的な発展を目標に掲げまして、今日まで観光事業に取り組んでおります。観光事業を進める上におきましては、農業、工業、商業との連携、観光資源の発掘、情報発信の取り組み等が課題であると認識しております。また、今後、近隣市と連携を図ることも重要であると考えております。

次に、都市基盤整備の現状と今後の課題についてであります。当市におきましては比較的早い時期から、都市の骨格となる都市計画道路の整備や土地区画整理事業の施行など市街地の整備に努め、一定の成果を上げてまいりました。今後につきましては、都市マスタープランで将来像として掲げました安全でやさしい都市、緑と水の都市、良好な住環境が整った都市、活発な交流のある都市の実現に向けまして、少子高齢化や人口減少へ対応していくことが課題になるものと考えております。

次に、30年後を見据えたまちづくりについてであります。東大和市人口ビジョンでは28年後であります平成57年の人口を7万8,400人程度と推計していますが、減少抑制を図ることにより、これを8万3,000人程度とすることを目標としています。30年後を見据えて市の活力を維持していくためには、東大和市の魅力を高め、人口減少に歯止めをかけるとともに、生活支援機能の誘導などにより、安全に安心して住み続けられる住宅市街地を形成していくことが必要であると考えております。

次に、外来の動植物等による農地や民家等への被害の現状と今後の課題についてであります。農地につきましては外来の動植物等による被害の報告は受けておりません。民家につきましては、外来植物による被害の相談はありませんが、外来動物によるものとしたしましては、アライグマやハクビシンなどが住宅の屋根裏に侵入し、すみついてしまうなどの相談をいただいているところであります。今後につきましては、課題の解決に向け、アライグマ、ハクビシンの捕獲器の貸し出しを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らさせていただきたいと思えます。

まず、農業政策についてであります。

農業政策をめぐり、さまざまな制度改革が行われていると思えます。市においては、農地を保全すべく農業者に対して説明会を開催するなど、JA東京みどりとの連携も深めて、何らかの対応が必要というふうを考えられますけれども、いかがいたしていただけますか、教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 制度改革に伴います説明会についてでございます。生産緑地法の一部改正に伴い、改正の内容に生産緑地地区指定の下限面積の緩和などが含まれておりましたことから、農家全体を対象とした説明会を7月に実施したところであります。なお、この説明会はJA東京みどりとの連携により、東大和

市農業委員会が中心となって開催し、生産緑地法の改正内容につきましては、国土交通省、都市整備局の職員にお越しいただき、御説明をいただいたといったものであります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ことしの7月に、新たな制度のもとで農業委員会がスタートいたしました。公選制と議会からの推薦で構成されていたときとはかなり異なりが——違うところがあるのかなというふうに思います。女性委員もふえたことは、農業の発展のためにはよいというふうに思いますけれども、どのような考え方で選出されたのかお伺いをいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 改正農業委員会法のもとでの選出方法についてでございます。まず、改正農業委員会法では、従前の選挙によります委員と市長の選任による委員から全ての委員について議会の同意を得て市長が任命すると委員になったわけでございます。農業委員の任命に当たりましては、農業者または農業者が組織する団体や農業委員になろうとする者を公募する必要があるとしております。当市では、農業委員の定数を条例で15名と定め、3人の農業者、または農業者が組織する団体からの推薦の委員と公募委員とにしております。農業委員候補者評価委員会というものを設立しまして、被推薦者等の評価に関する意見を取りまとめまして、その結果を市長に報告したものでございます。また、法におきましては、公募委員の中には農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を含まなくてはいけないことや、委員の年齢、また性別等に著しい偏りがないよう配慮しなければならないこと等が定められております。

なお、東大和市では第二次男女共同参画推進計画において、女性委員の割合を、割合の目標値ですね、こちらのほうを30%以上としているところでありますが、現農業委員会におきましては女性委員会が3名任命されており、女性委員が20%というそういった割合になってございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ささまざまな制度改正が進んでおりますけれども、市は農地を守るためにどんな対策を考えているのかお教えいただきたいと思っております。

○産業振興課長（小川 泉君） 当市の農業を守る対策といったものについてでございますが、当市の農業につきましては、農地の減少や農業経営の高齢化が依然として進んでいるという厳しい状況でございます。その中にありまして、農地を守る施策といたしましては、後継者不足の解消に向けて農業経営の魅力を高めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者をふやしていきたいというふうに考えてるところでございます。この認定農業者につきましては、経営基盤の安定を図るため、東京都の補助も活用できるといったメリットがございます。また、援農ボランティア、現在9名いるんですけども、この登録制度をさらに広め、活用し、市民に都市農業や農地保全の重要性の認識を広めていきたいというふうに考えております。農業経営者の人手不足の解消の一助になるようにということで、人材育成を目指し、今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

東京都の補助金の活用ができるということで、補助率が2分の1ですか。あとあれですかね、補助額の上限が15万円かな、現在22人いらっしゃるということだそうですね。ありがとうございます。

また、農地を守り健全な農業を振興するためには計画が重要となります。10年ごとに見直しを行っております農業振興計画が、ことし見直しになるというふうに考えておりますけれども、どのような見直しをするのか、

お考えがあるのか教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 農業振興計画の見直しについてでございます。こちらにつきましては、今年度、現計画が計画期間満了となりますことから見直しに着手しているところでございます。内容につきましては、都市農業振興基本法及びこれに基づく国及び東京都の関係計画、また農業経営基盤強化促進法などを踏まえまして、平成30年度から39年度までの計画期間とする東大和市農業振興計画を29年度末までに策定するよう、業務委託により進めているところでございます。

この計画は、都市農業を取り巻く環境変化への確に対応するとともに、農業者、市民の声を反映した新たな農業振興の方向性を示し、地域産業の活性化及び市民生活の向上を目指しております。なお、計画の策定に当たりましては、東大和市第四次基本計画等との整合性を図ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 農業振興計画の策定は、JAの東京みどりも連携しながら取り組んでいるということでしたけれども、どのような構成で行っているのか教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 東大和市農業振興計画の策定の委員の構成といったことでよろしいかというふうに思うんですが、計画の策定に当たりましては、東大和市農業振興計画策定会議を設置しております。策定会議のメンバーについてでございますけども、こちらは東京都農業振興事務所の代表者が1人、それから東京都中央農業改良普及センターの代表者が1名、それから社団法人東京都農業会議の代表者が1名、それから東大和市農業委員会の代表者が2名、東京みどり農業協同組合東大和支店の代表者が1名、合計で6名で組織しております。

なお、この計画につきまして市民の意見をどのように反映するかについては、市民の公聴会及びパブリックコメントの実施等を予定しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

続きまして、商工政策についてお伺いをいたします。

商工業の振興には、市民の理解を得ることや、市民とのふれあいの場をつくることが重要と考えております。東大和産業まつりも同様の目的で開催されていると考えておりますけれども、市を挙げて盛大な祭りとするべく市民文化祭や環境月間、市民のつどいなど、ほかの祭りとの合同開催について検討ができないかどうかお伺いいたします。

○市民部長（村上敏彰君） 市で行う他の祭りと産業まつりを合同開催することにつきましては、実行委員会等の各種主催団体に対しまして、合同開催について検討を依頼する必要があると思います。また、合同開催となりますと、会場場所等の検討もあわせて行う必要があると、このように考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） たしかこの議会でも何人かの議員が、こういう形の質問をされたと思います。祭りの充実といった観点では、開催主体の見直しもあろうかというふうに思われます。そこで、産業まつりを市が共催するということはいかがかかどうか、お伺いしたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 産業まつりにつきましては、第1回を昭和45年に産業祭として開催をいたしまして、市が中心となりまして実施をされたと聞いております。その後、さまざまな経過を経まして、平成9年より実

行委員会が主催し、市が後援するスタイルとなっております。市が共催することにつきましては、市主催から実行委員会主催に移行してきた過去の経過や、産業まつり本来のあり方も踏まえた中で研究すべき課題であると認識しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

やはり後援と共催ということでは、関係各位との理解のあり方が大きく異なってくるんじゃないかなというふうに思われます。ぜひ、研究すべき課題というふうに言われておりますけれども、ぜひそのところは商工会、JAとよく話し合いを持ちながら進めていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、商業の振興についてですけれども、商店街の活性化の1つでありますやまとスタンプについてお伺いをしたいと思います。やまとスタンプは100円で1ポイントつくというもので、市民と利用者の市内の商店での買い物を促すものとして、商店等の活性化に有効なものであるというふうに思っております。このやまとスタンプの活用に、この10月、11月から有料となります駅周辺の駐輪場の利用料を取り扱うことができれば、ポイントがいち早くたまることで、商店等の利用も多くなるということも考えられるんじゃないかなというふうに思っております。駐輪場の利用料を取り扱うことが可能かどうか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在、各駅周辺の自転車等駐車場の整備を進めているところでございますが、今後、民設民営としまして、公共自転車等駐車場の運営を行います公益財団法人自転車駐車場整備センターに確認をしました。やまとスタンプに整備センターが加入するためには、一定の金額を東大和スタンプ商業協同組合に納める必要がございますが、一時利用と定期利用がある中で、既に定期利用で市内在住者への割引制度を設けている中で、さらに支払いが発生することは、設置運営費についての費用回収を基本としている中では難しいということでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、市は高齢者の介護予防活動に対して、元気ゆうゆうポイント事業を行うということでしたけれども、このポイント制度を運用するに当たり、市内小売業者の振興を兼ねて、やまとスタンプカードが活用できないかどうかをお伺いいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 元気ゆうゆうポイント事業と申しますのは、介護予防活動の普及を目的として行うものであります。この介護予防活動と申しますのは、例えばサロン活動のように室内の活動もございましたけれども、東大和元気ゆうゆう体操のように公園のような屋外で活動しているものもございました。そういう事情がございますので、私どもとしてはこのポイントの付与につきまして、電気を使用するものは適さないと考えております。現在考えているものは、紙ベースの台紙にスタンプを押印する簡便な方法を考えております。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） それでは、元気ゆうゆうポイントをためた高齢者は、何らかの商品と交換するということが考えられます。その交換品として、やまとスタンプカードが活用できないかどうかお伺いをしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 一般的にポイント制度につきましては、インセンティブとして交換品が用意されております。共通の商品券なども採用していることが見受けられております。市といたしましても、ポイン

トのたまったやまとスタンプカード、これを含めた各種の品物につきまして交換品として活用できないかどうか、関係機関と協議をしております。現段階では、まだ結論は出ておりません。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ、今結論が出てないと、協議中であるということでございますので、ぜひ実現できるように検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、あと東大和市駅前の市道第1号線用水北通りですけれども、こちらには商店会が設置した装飾灯がございます。この装飾灯は商店街が管理していたものでありますけれども、商店会が解散してしまったため、装飾灯が消灯したまま歩道上に残っております。今後、倒れることがあった場合には、その責任の所在も定かではなく、事故が起きれば大変なことになります。市で撤去する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道第1号線用水北通りに、この装飾灯、全部で25基あることを確認してございます。その全てが今点灯していないような状況でございます。本来ですと商店会の所有物であり、市は道路占用を許可しているもので、所有者が自費で撤去することが占用者の義務であると考えます。現在は所有者でございます商店会が解散してしまい、装飾灯のみ残り、誰も管理していない物件となっているような状況でございます。市においても、解散前に装飾灯の話をして撤去してほしいと依頼をしましたが、そのまま対応がなされないまま解散してしまったものでございます。現地を確認しましたところ、現在は倒壊のおそれがある装飾灯はございません。ただ、今後、倒壊のおそれがある装飾灯を発見した場合には、交通の安全確保のため緊急的に市が撤去しなければならないと考えますが、基本は占有者が撤去するものと考えますので、当時、商工会が間に入って調整していた経過もございますことから、商工会とも相談させていただきながら、今後の対応について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） この問題、非常に随分長くからいろいろありまして、あちこちの商店街が大分活気がなくなってきました、こういう装飾灯の問題って結構多いと思うんですね。場所によっては、民地に入るところも結構あります。また、私も相談かけられた中では、要するにそういう商店街自体が元気がなくなってきたところで何とかということで、予算があるうちに撤去しちゃおうかという話もありました。そんな中では、その装飾灯を、例えば企業が、「じゃ、お預かりしましょう」ということで、2本なり3本なり、また地域の団体等が、「じゃ、5本でも10本でも」というところで、それを譲り受けるということで、それを維持していくと。

やっぱりこの装飾灯とか、こういうまちの火が消えてしまうということは、大和にとっても本当に困った問題になってくると思います。電気がなくなって、そういう明るいところがなくなりますとね、今度は何に転換していくかという、今度防犯灯に転換していくわけになってくるわけですね。それにも市のほうもいろんな意味で費用がかかると思います。

また、先ほどのこの市道1号線の通りは、昨今、ここの議会の中でもいろいろ質問が出てましたけど、局所的な集中豪雨ですか、こういうところでも大分テレビ等でも報道が出るように水がたまるということであります。そういうところでは、腐食なんかかなり進んでいくのではないかというふうに思うわけでございます。もし事故があつてからでは大変なことになるわけでございます。また、市のほうにも責任の問題等々が出てくるかと思えます。ぜひ、この問題については、またよく商工会とも、また商店の方々ですか——ともよくお

話し合いを持っていただいて、ぜひ撤去するなら撤去に向けて、また今、私のほうでちょっとお話をさしていただきましたそういう商店街もあります。企業がということで、2本なり3本なり預かってということもあります。それを継続していくというふうなことも地域によってはあるようでございます。ぜひ、そんな検討もしていただくとありがたいかなと思ってますので、よろしく願いいたします。

続きまして、観光行政についてであります。

現在の観光行政は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に照準を合わせて、各自治体が動き出しているところであります。平成26年第3回定例会でも質問させていただいたんですけども、首都圏への国内外からの来訪による効果は、スポーツのみならずさまざまな分野において、さらなる成長や活性化を図る絶好の機会でもあります。当市においても、観光を生かしたまちづくりのチャンスと考えられると意見を述べさせていただきました。

そこで、オリンピック・パラリンピック競技大会に対する国や東京都の動向がより具体的に見え始めた昨今でありますので、観光資源の整備に関する具体的な課題についてお伺いをしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 具体的な課題についてであります。当市では観光資源の発掘、創出を図るため、うまかんべえ〜祭を代表とするさまざまな観光事業を実施する際に、市内の魅力的な観光資源を生かしながら、その価値を高めることで来訪者の増加につなげたいと考えております。こうした中で、生活圏を越えた国内・国外旅行者への対応に関しましては、多摩地域全体の傾向でもありますが、当市の課題の一つとして宿泊施設がないということが挙げられると、そう考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 観光を生かしたまちづくりは、観光産業の振興による地域活性化に還元できるというふうに考えております。観光産業での宿泊業の影響は多大でありまして、宿泊客として市内に滞在することで、食事や買い物などによる地元商業の活性化にも期待が高まるというふうに思われます。現実として、当市には宿泊施設がないんですけれども、何らかの工夫は必要というふうに考えております。

そこで、ここで提案になりますけれども、市内にあります中小企業大学の宿泊機能を活用することはできないかどうか。無論このことについては、本来の建物の機能に適合させるために、観光・産業をテーマとした講演会などを開催いたしまして、研修活動の一環から宿泊の機会をつくると。また、講演のテーマには、多摩湖の自然や歴史を活用することで、観光資源としての価値も高めることができるというふうに考えます。このような工夫で宿泊施設を確保していくことはできるかどうか、お伺いしたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 当市における宿泊施設の確保についてであります。市内におきましては宿泊施設がないことから、既存の環境をどのように活用していくべきかとの発想が必要であると考えております。特に宿泊に関しましては、立川市の宿泊施設の利用度は高まるものと推測されますので、近隣といたしましては連携を図る中で、この宿泊客をターゲットといたしまして、当市への日帰り来訪者として呼び込めないかが課題と認識しております。また、議員さんから御提案がありました中小企業大学の宿泊機能の活用に関しましては、研修機関としての大学の寮であるため、旅館業法が根拠である一般的な宿泊施設の相違から、宿泊施設の確保となり得るかにつきましては調査研究が必要であると、このように考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今御答弁いただきました。この施設ですね、恐らく当市でも喜多方の方々が来たときに宿泊施設として利用されていると思いますね。そういう利用方法がある中で、例えば長期の宿泊じゃなくて

も、やはりこういう先ほど私がお話しさせていただいたように、例えば講演会、観光をテーマにした講演会などを開催するとか、研修活動の中から例えば商工会にお願いするとか、JAにお願いするとかということで、地方から人を招いて、そういう観光を資源として——観光を資源としてというよりも、そういう研修会だとか講演会だとか、そういう部分のことの確保をしていけば宿泊は可能であるというふうに、私は喜多方の方々なんかが来たときに、そういうふうに認識してるわけですね。

ですから、そういうところでは、また今回、市で行いましたトレジャーハンティング、こちらでやっぱり喜多方の方を招いてきたときも、たしか宿泊をしていただいたと思いますがね。そのときには、多分商工会の一部の企業の方ですとか、ある程度の方を招いて、あそこで講演でもしたらどうかって話もたしかあって——したんでしたっけかね。何かそんなこともしながら、宿泊ができたというふうなこともあるわけですね。ですから、ぜひ今後、調査研究ということでございますけれども、ぜひそういうものを利用しながら、たとえ1泊でも2泊でも大和に泊まっていたら、大和のよいところをどんどん見ていただくとか、それには市内にあるお祭りですとか、そういうものの機会に、ぜひそういう講演を予定してという意味では、先ほどお話しさせていただきました農業政策や商業政策の中の商工会ですとかJAとの連携という形で、お招きした形で大和の特色をどんどん表に出していく、そういうことも考えていただいたほうがよろしいと思います。ぜひ、調査研究ということでありますので、ぜひこの2団体を一つのステーションというか——あれにしまして、ホームにして、それでそういう研究なんかもしていただいたらありがたいのかなというふうに思います。

続きまして、観光産業の振興による地域活性化では、市内の農業、工業、商業との連携は大変重要であります。今お話ししたとおりですね。特に商工業に関しましては、商工会を通じた取り組みは波及効果の高いものであるというふうに考えております。そこで、観光行政におけます商工会との連携については何か取り組みなどを行っているのか伺いをしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） 観光行政における商工会との取り組みについてであります。観光事業を推進する一つには、東大和市の知名度を高めていくことが重要であると考えております。今日まで東大和市観光キャラクターうまべえ自身が、その役目を担っておりますが、平成29年度からは東大和市がより広く知れ渡るイベントを厳選しまして、知名度が上がりましたうまべえを活用しながら商工会が取り扱う東大和市の特産品等を連携して販売しております。実績としまして、平成29年7月に東京ドームで開催されました都市対抗野球物産展に、また8月にはグランドプリンスホテル新高輪で開催されましたキャラダイスジャパン2017での物販に商工会と協働で参加いたしました。いずれも全国規模のイベントでありましたことから、東大和市のブランドを多少なりとも全国に広める機会になったものと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 東京都商工会の連合会では、平成29年度の基本方針に多摩観光・産業振興ネットワーク事業に新たな取り組みを掲げております。これは東京都商工会連合会に観光事業推進担当を新たに配置をいたしまして、多摩地域の事業者、団体、関係機関等と連携をいたしまして、広域かつ産業横断的なネットワーク組織を構築するものであると聞いております。多摩の魅力を発信いたしまして、外国人旅行者の誘致とリピーターの増加を促進いたしまして、観光ビジネスの創出による産業振興を図るという内容でありまして、今後ぜひ商工会との連携を深めてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 商工会との連携についてであります。ただいま議員からお話がありました東京都商工会連合会の新規事業、多摩観光・産業振興ネットワーク事業に関しましては、東京都市長会観光担当

課長会におきまして情報提供を受けたところでございます。この事業においては、行政が直接的に関与することなどは現時点では想定されていないようですが、引き続き観光行政では商工会と連携を図りながら、その推進に努めてまいりたいと、そう考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 続きまして、都市計画についてお伺いをいたします。

ことしの1月に「30年後の市の姿を考える」というテーマで、市長と語ろう会が開催されました。当日の資料によりますと、今から23年後、平成52年度の東大和市の人口は約8万人で、現在より約6,000人も少ない推計であります。この資料には、平成52年度の東大和市の人口ピラミッドも載っておりますけれども、ピラミッドの頂点は65歳から69歳までの方となっております。平成52年度には、住民の高齢化が一層進んでいるというふうとなっております。人口減少と住民の高齢化はその後に進んでいくと思われまふ。このような状況の中で、30年後の東大和を見据えてまちづくりをどのように進めていくのかといった視点の質問であります。

通告では、1番と2番に分かれておりますけれども、合わせてお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、都市計画道路についてお聞きしたいと思ひます。今後、社会情勢が変化していく中で、都市計画道路の整備のお考えについてはどのような変化が生じてくるのか教えていただきたいと思ひます。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画道路の整備につきましては、その多くは昭和36年に計画決定されておひまして、既に50年以上経過しております。都市計画道路の整備を完了するまでには、今後も期間を要することが考えられます。高齢者人口が増加していく中、都市計画道路については安全安心に通行できる歩行空間の確保など、高齢社会を支える基盤整備としての役割も重要となってくると考えております。本格的な人口減少社会を迎えるに当たりまして、道路計画の必要性についても変化していく可能性も考えられますが、今後も必要な都市計画道路の整備を着実に進めていくことが重要であるというふうと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、都市計画道路は災害の延焼遮断などさまざまな機能があるというふうに考えます。必要な都市計画道路の整備促進をなるべく早目に進めてほしいなというふうに思っております。3・5・20号線の整備を進めていただいておりますけれども、今後の整備計画はどうなっているのかお伺ひをしたいと思ひます。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成28年3月、東京都特別区26市2町は共同して東京における都市計画道路の整備方針を策定しております。この整備方針では、市施行の優先整備路線といたしまして、2つの路線を位置づけております。1つは3・4・17号桜街道線の現道に沿った区間、延長約570メートルです。もう一つは3・4・26号東大和清水線、ハミングロードから北に延びる路線で新青梅街道以北の延長約410メートルでございます。このうち3・4・17号線につきましては、来年度の事業認可取得に向けまして、今年度、測量を進めているところでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

3・5・20号線の次は3・4・17号線で、その次は3・4・26号線を予定しているということで理解をさせていただきました。都市計画道路は、バスの交通の導入空間にもなりまして、整備が進めばちよこバス導入の検討範囲も広がるのではないかなというふうに期待をするところであります。人口減少と言ひながらも、高齢

者人口は増加をいたします。当市のインフラである交通ですね、とりわけコミュニティタクシーなど、地域交通の役割は一層重要になるというふうに考えます。免許証の返納者も増加していく中、地域交通の割合は将来に向けてどのように変化していくのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 今、免許証の返納のお話もいただきましたが、自動車を運転できない高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の移動手段を確保することの重要性は今後ますます高まってくるというふうを考えております。コミュニティバス等運行ガイドラインの中でお示ししておりますが、持続可能な地域の交通網を形成していくためには、関係機関や地域住民との連携、協働がますます重要になってくるというふうを考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） うちのほうの地域の方々も、みんなそういう方、多いですけど、10年後には乗ると。今は頑張って運転していくんだとかって、自分で運転するんだという方もいるんですね。10年後に、じゃ交通がなくなったらどうするのか。意味がなくなってしまいます。今は乗らないと言う人も含めた連携が非常に大切だというふうに思います。地域交通は高齢者の通院や買い物の大事な足であります。都市基盤の構築という観点からも、協働の取り組みですね、これの進化が必要かなというふうに思います。

話は変わりますが、人口減少社会が到来する中、買い物環境、要するに商店の経営面も厳しさを増してまいります。厳しさが増す中で、都市基盤の点から、昨今、先ほどもお話をさしていただきましたけども、局所的な集中豪雨だとか、そういうことで市内にもあちこちにそういうところが、昨今では私のほうの芋窪の1丁目あたりなんかもテレビに出たりしておりました。そんな中では、商店街のさまざまな問題もあるというふうに思います。

そんな中で、特にこの議会でもお話が、他の議員からでもお話があります青梅街道の大和通りの浸水対策がどのような状況なのかお聞きしたいと思います。市と都がさまざまな対策を講じていることは承知しております。抜本的な対策はないのかお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 大和通りの浸水対策についてでございますが、浸水被害を軽減するため、周辺の雨水排水管の処理量を軽減するための雨水浸透施設の設置を周辺地域に8カ所設置してございます。また、東京都におきましては、大和通りの道路整備において、南街4丁目交差点に雨水浸透施設を2カ所設置してございます。また、雨水排水管の増設や車道の舗装を排水性を持ったものにしてございます。近年の集中豪雨ですね、今議会におきましても何度も申し上げてございますが、10分間雨量が20ミリ前後となる激しい豪雨であり、このような浸透施設設置の対策も目に見える効果という部分ではわかりにくくなってございまして、新たな対策が必要であると考えてございます。そのようなことから、今後の対策としまして浸水被害の軽減に向けて雨水浸透施設の設置や排水施設の清掃だけではなく、この一時的に降る強い雨の処理分を貯留できるような施設等の設置などについても、都市建設部内で検討を始めたところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 現在、土のう等々の配給みたいのものもあるようですけれども、今回のこの議会の中でも、一般質問でも土のうのお話が出ましたけれども、例えば何か集中豪雨になったとき、水がたまったときに、そのままの状態だったらそんなにひどい、お店なんかに対する被害はないようなんですけど、車が走ることによって波が立って、それで店舗の中に入るなんてことがあるようでございますね。そういう影響がありますと

ね、やっぱり買い物される方にも大きく影響されたり、そのとき商売が成り立たないなんてこともございますので、例えば簡単なアルミのパネルみたいなものをちょっと差し込めばできるような、恐らく民地へ入れるのか歩道につくるのかという問題もちょっといろいろ出てくるとは思いますけども、そんな対策もあるといいのになって、そんなに高さのあるもんじゃなくてもいいと思うんですね。アルミのパネル、折り畳み式で、後ろにぼんと何かを置けばできるようなもの、そんなようなことも少し考えられるのかなというふうには思います。

また、冠水時には市の職員さんが道路の迂回の指示をしたり、通行どめの指示をしてるとかっていうお話も聞きました。できれば看板のようなもの、例えば電光掲示板みたいなもので、降水量が何%とかになりました。つきましては、通行どめにさせていただきますとかですね、そんなような。まあ電光掲示板というと200万円とか300万円とかするというお話も聞きましたけど、事前に住民に促すというか、通行人に促すという意味では常設の看板みたいなもので、この道路はこのぐらいの降水量になったときには、通行どめにするとか規制をさせていただきますとかって、こういうことも必要なのかなというふうに思います。ぜひ、そんなことも検討していただければと思います。抜本的な解決に向けて検討を、ぜひ進めていただきたいというふうには思っております。

最後に、都市にとって貴重な生産緑地についてお聞きしたいと思います。この項目の最後ですね。

まず最初に、市内の生産緑地の面積はどのくらいか。また、最近、10年間でどのように推移してるのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成29年4月1日現在の生産緑地の面積は、約45.7ヘクタールでございます。10年前の平成19年度は約53.1ヘクタールでございましたので、この10年間で全体の約14%程度、約7.4ヘクタールが減少しているということでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 生産緑地は本当に減少している状況です。生産緑地法の改正について、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、平成29年の5月、生産緑地法が改正をされました。生産緑地の下限面積が500平米から300平米に引き下げられました。人口減少社会を迎えるに当たりまして、空き家もふえております。宅地化のペースも緩やかになってまいりました。宅地に転用される農地が減っております。農地保全のチャンスでもあるかなというふうに思われます。生産緑地の下限面積を引き下げるといいますか、そういう方策、方策というか法改正ですね——の経緯や背景についてお聞きしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 最初に、平成27年4月、都市農業振興基本法が制定されております。この法律は、都市農業の安定的な継続、都市農業の多様な機能の発揮を通じて、良好な都市環境を形成することを目的としております。この法律の第9条に基づき、政府が定めた都市農業振興基本計画によりますと、都市農地の位置づけを宅地化すべきものから都市にあるべきものへ大きく転換し、市街化区域内の農地を計画的に保全する考えが打ち出されました。これは人口減少による宅地需要の沈静化、防災意識の向上による農地への期待など社会情勢を反映したものでございます。以上の背景を踏まえまして、平成29年5月、生産緑地法が改正され、政令に定める基準に従い、条例で区域の規模に関する条件を別に定めることができるというような規定が追加されております。平成29年6月に改正された政令には、300平方メートル以上、500平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとすると定められております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 宅地化の必要性が非常に薄れていると思われまます。東日本大震災以降、防災面の活用

など農地が再評価されております。生産緑地の面積要件の引き下げも時代の潮流に乗った見直しであるというふうに考えます。先ほどの答弁で、面積要件を引き下げるには、条例で区域の規模に関する条件を別に定めるとありました。条例を制定する考えについてお伺いをいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市農地は、都市の貴重な緑地として見直されております。都市農地の生産者の顔の見える農産物の提供や防災機能、良好な景観形成などの機能を踏まえ、都市農地をオープンスペースとして有効に保全することの重要性は認識しているところでございます。今後、法改正の趣旨を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 実はここに地方制度調査会の答申がありました。人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申ということでございます。28年3月16日に出たものです。また、平成29年7月に2017年度版の情報通信白書の概要が公表されました。その中の第4章、社会課題解決に役立つICT医療活用において人口減少社会の到来とその処方せんについて報告をされております。そこで我が国の生産年齢人口の減少に伴う経済の縮小を課題として書かれており、この課題解決の方策の1つとしてICTの利用、活用が紹介をされております。そこで、30年後の東大和市を見据えたまちづくりにおいて、ICTの分野で生かせるものはないかお伺いをしたいと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） ICTを利活用しました30年後の東大和市を見据えたまちづくりについてありますが、当市におきましても人口減少が予測されることから、市の活力を維持するために交流人口と定住人口の増加を図る必要があると考えます。そのための手段としまして、まちづくりに通信インフラ整備を活用する方法が考えられます。他市の具体的な取り組み事例で紹介しますと、公衆無料Wi-Fiの整備に取り組んでいる自治体がふえてきている状況にございます。これは外国人を含めた観光客の利便性が高まり、観光振興に効果があることや、災害時の情報伝達手段に役立つことから、まちづくりに寄与するものとして取り組みが広がっているものであります。当市におきましては、まだ研究段階でありまして、30年後の東大和市を見据えたまちづくりにどれだけ有益であるかは、今後、研究検討すべき課題であると考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ICTの関係は、もう本当に日夜、本当に目まぐるしく進んでおりますので、ぜひ研究すべきところはどんどん研究を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、環境についてお伺いをしたいと思います。

まずは外来植物への市の対応をお聞きしたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 外来植物につきましては、現在のところ被害があるという報告は受けてございません。ですが、数件ではございますが、相談があるというような程度でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、相談の内容はどのようなものなのか教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 相談の内容につきましては、テレビで放送なんかされますと、ヨウシュヤマゴボウですとかナガミヒナゲシ、こういった種類のものでございます。ともに外来植物ではありますが、環境省で指定します特定外来植物とはなってございません。ですので、駆除の対象という形ではございませんが、公園等で職員が発見した場合にはできる限り駆除を行うという方向で進めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今、特定外来植物に指定されていないということでありますけれども、その植物についてくる、例えば虫だとか、例えば木でいうと、この木にはこういう毛虫がつくんだとかこういうので、日本在来のあれでもありますよね。そういうことなんかも、これから少し注意していく必要があるのかなというふうに思います。特にヒアリですか、こんな問題なんかも出てきています。例えばそういうものが、こういう植物を好んで寄ってくるのかってということなんかもあるかと思しますので、その点はひとつ注意して、よろしくお願いいたします。

あと害獣等の相談件数と、その内容についてはどのようなものがあるか教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 害獣に関しましては、相談件数ですが、平成26年度は26件、平成27年度は17件、平成28年度は50件となっております。内容につきましては、市長答弁にもございましたが、住宅の屋根裏にすみついているようだとか、また近所でよく見かける、庭にいるなどがございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 相談に対するこれまでの対応はどのようなものか教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 駆除に対しましては、これまではとるということができませんでしたので、追い払いを推奨しておりました。どうしても駆除したいといった場合には、資格を有している業者のほうを御紹介するという対応でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 害獣駆除等ですね、この事業の概要はどのようなものか教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 害獣等駆除事業につきましては、今議会で補正予算を御承認いただきまして、新しく始める事業でございます。内容につきましては、わなを、捕獲器ですね、捕獲器を購入してアライグマ、ハクビシンでお困りの方にその機械を貸し出すと。捕獲器の設置につきましては、不特定多数が出入りできるようなところで、捕獲器に触れる可能性がある場所、公園ですとか道路、こちらのほうには設置できないということで、民有地に限り設置する方向でございます。お貸しした後、餌等の部分については住民の皆さんに御負担いただくこととなりますが、捕獲できたよと御連絡をいただければ、委託業者により回収し、殺処分というような形になるものでございます。現在、10月半ばごろ、実施できるように準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） いろんなところでアライグマ、ハクビシン、前には多摩川からは、こっち側にはアライグマは来ないというふうな情報も入っていたんですけど、何か少し昨今ではらしいという話もよく聞いております。捕獲器を貸し出すということでありますけれども、ちょっと私も猟友会というところに属して、猟友会というか銃のほうの関係でちょっと、銃安協のほうで属しているんですけども、猟友会の人たちからお話を聞きますと、要するにたばこを吸ってる人たちが、そういう捕獲器をかけても、動物ってすごく敏感なんで、そのにおいがやっぱり捕獲器についたりすると寄ってこないとかということもあるようなんですね。ぜひ、貸し出しの際には、そういうこともよく研究していただいて、そういうのも要するに注意書きに書いておくとか、いろいろあれしていただきたいと思います。

また、地方によっては猫ですね、野良猫に餌をあげると。その餌を狙って、例えばサルが来るだとか、ほかの動物がその餌を狙って来るなんてこともあるようでございます。この議会の中でも、いろいろ野良猫というか、そういう猫に対しての質問も幾つかありましたけれども、そういうこともこれから市としても考えていく。

例えば犬は登録制があるけども、猫は登録制がないとかですね、注射を犬は必ず年に何回とかって規制されてますけど、猫はないとかですね、そういうこともあります。そういうことから、いろんな意味で波及していくみたいなのところもあるようですので、そんなことの検討もお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす13日から15日及び19日から21日の6日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時58分 散会